

〔第 1 回WGにおける実務メンバー説明資料（抜粋）〕

○保険募集等の委託の在り方

- 松山委員説明資料..... 1
- 岩井委員説明資料..... 3

○保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制

- 岩井委員説明資料..... 5

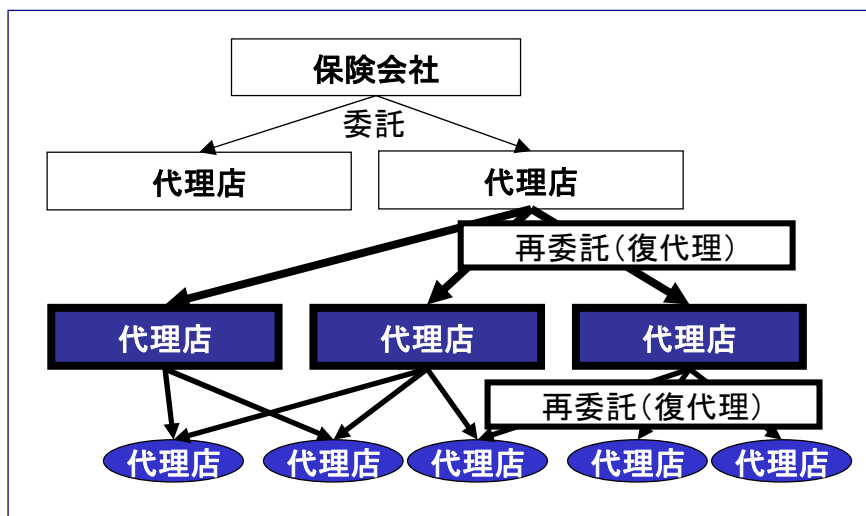
現行規制

- 保険会社と代理店の委託関係を2層構造に限定。(復代理を禁止)
- 保険会社は、この2層構造のもと、責任を持って、代理店に対する管理・指導を実施。



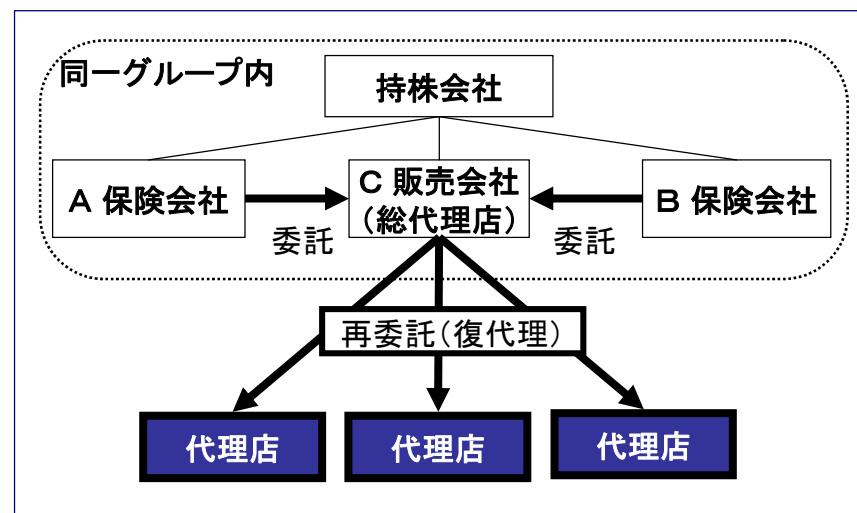
復代理の活用

- 保険会社から保険募集の委託を受けた代理店が、更にこれを他の代理店に委託する形態。



グループ内での復代理

- グループ内の他の保険会社を総代理店とすることや、グループ内に販売会社を作り、保険募集関連業務の全てを集約すること等を想定。



### ③復代理

#### 懸念される点

○復代理を認めた場合に、消費者保護の観点から懸念される事象。

- ・復代理店には保険会社の直接の管理・監督が及ばないため、不適切募集が生じやすくなる懸念。
- ・復代理店の行為に対する責任の所在が不明確となる懸念。
- ・保険会社が直接関与しないところで代理店委託が行われ、不適正な代理店が混在する懸念。

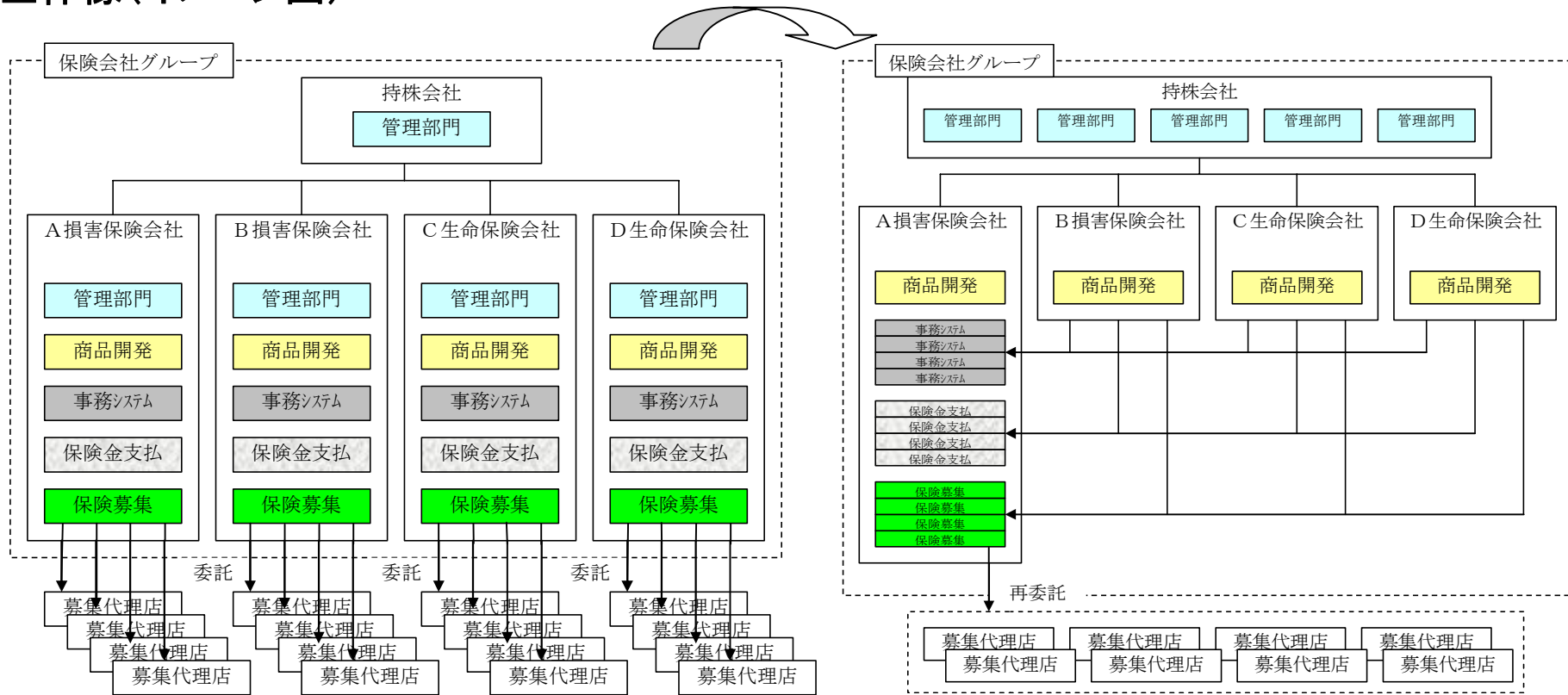
○グループ内に限定した復代理についても、以下の懸念が生じる。

- ・兄弟会社間には直接の資本関係がないため、総代理店を通じた復代理店の管理・監督機能が十分に機能しない懸念。
- ・将来、元受保険会社がグループ外に売却された場合、通常の復代理と同様の問題が発生し、契約者等に対する責任の所在が曖昧になる懸念。

■復代理については、消費者保護の観点から、上記の懸念も十分に踏まえたご検討をお願いしたい。

## II. グループ内の機能（保険募集・保険金支払・事務システム・経理・人事等）再編を通じたグループ経営の効率化・サービス力強化

### 全体像(イメージ図)



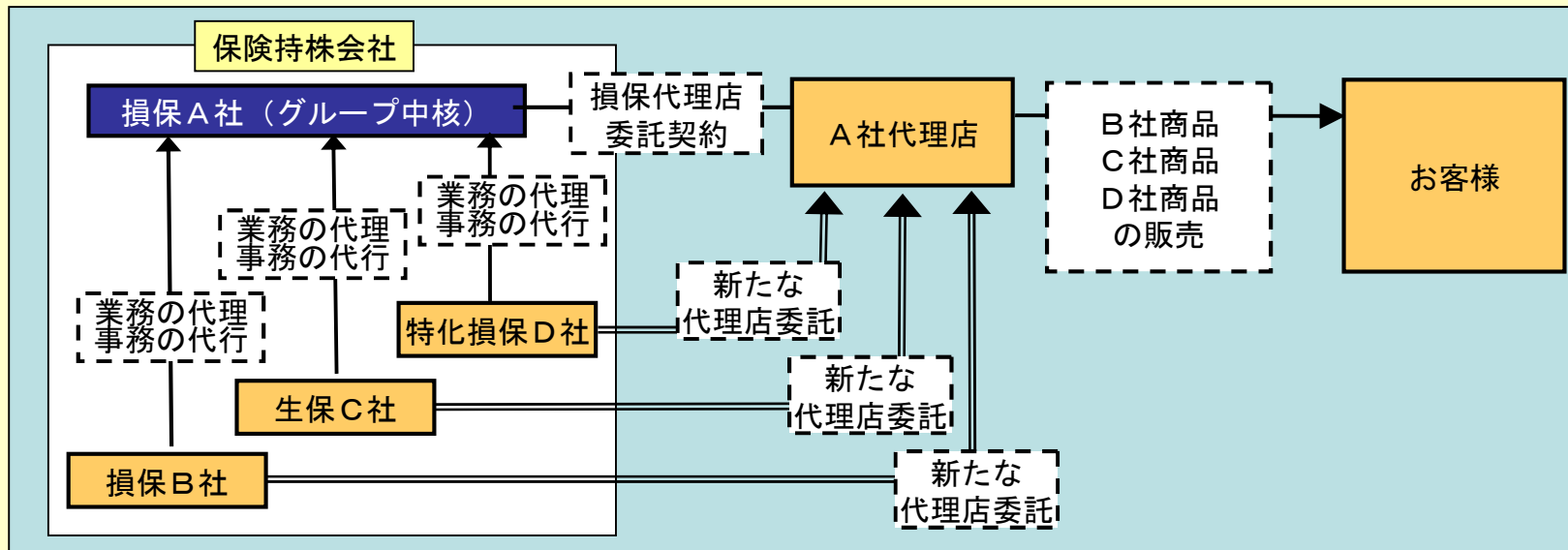
◇保険会社は、グループ内機能の集約や再編を一つの選択肢として、経営の効率化や契約者に対するサービス力の強化を図っている。一方、その実施には一定の制約があるため、これを見直すことにより、円滑な機能の集約・再編を行なうことが可能になると考えている。

## Ⅱ. グループ内の機能再編を通じたグループ経営の効率化・サービス力強化

### －保険募集人等の委託の在り方見直し－

- 保険業法上、損害保険代理店とは「損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう」とされている。保険業法第2条第21項)

グループ内の保険会社間の販売代理において、委託元保険会社の保険商品を委託先保険会社の代理店で販売代理させようとする場合には、委託元保険会社と代理店との間で改めて代理店委託契約を締結する必要がある



# I. M&A等を通じた収益機会の拡大および事業再編

## (3) 同一人与信規制の見直し

### 同一人与信規制(保険業法第97条の2第2項・第3項、規則第48条の3)

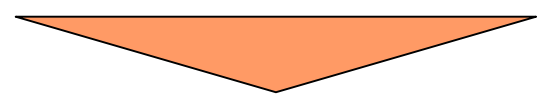
資産	同一人自身			同一人(グループ) <注3>		
	合同勘定	積立勘定	会社総資産 (告示第228号)	合同勘定	積立勘定	会社総資産 (告示第228号)
	(規則第48条の3)			(規則第48条の3)		
イ 社債・株式	合計で10%	合計で10%	(規定なし)	合計で10%	合計で10%	(規定なし)
ロ 貸付有価証券<注1>・貸付金						
ハ 預金(除く普通・当座)						
ニ 債務の保証						
ホ (デリバティブ与信<注2>)	合計で3%	(規定なし)	合計で3%	合計で3%	(規定なし)	合計で3%
ロ+ニ 貸付金+債務の保証						

<注1>但し、現金担保の貸付有価証券の担保相当額は除く。

<注2>当分の間適用しない。(規則附則(平成10年11月24日総理府・大蔵省令第45号)第2条)

<注3>比率は同一人自身に対するものと全く同じ。

<注4>与信もとの保険会社側についても、グループ合計での同一人(グループ)に対する与信額の規制がある。



- 同一人与信規制は子会社等も規制対象となるため、大規模M&Aが本規制に抵触する可能性がある。
- 子会社等の再編時(子会社統合、中間持株会社設立など)に本規制に抵触する可能性がある。

# I. M&A等を通じた収益機会の拡大および事業再編

## (3) 同一人与信規制の見直し

### ■子会社等の取扱い

- ・子会社等に対しては保険会社が主体的に経営管理・統制を効かせることが可能。
  - ・「保険検査マニュアル」「金融コングロマリット指針」「保険会社向け総合的な監督指針」においても子会社等も含めたグループ全体での経営管理態勢整備が求められており、各社の態勢整備を促し当局が監督する仕組みができています。
  - ・子会社リスクは本質的には事業リスクであり、信用リスクとは異なる。ソルベンシーマージン規制などにおいても両リスクは捕捉方法が異なる。
  - ・連結ソルベンシー導入により、子会社等の抱えているリスクも含めた資本充足の明示的検証も可能。
- ⇒子会社等については本規制の対象外とすべきではないか。

### ■与信集中に係る監督規制のあり方

- ・与信集中リスクに関しては、各社独自に管理態勢を構築していると考えられる。
  - ・「保険検査マニュアル」においても、大口与信先の管理が掲げられており、各社において態勢整備がすすめられ、当局がそれを監督する体制が確立している。また、オフサイトモニタリングにおいても、大口与信先に係る与信状況などを報告しており、タイムリーに当局が監督することも可能。
- ⇒規制の緩和は、ベターレギュレーションで掲げられている「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブ重視」という柱にも合致する。

### 期待される効果

グループ経営の、より機動的・効果的な戦略展開（大規模M&Aや子会社等の再編等）が可能となり、国際競争を勝ち抜く、力強いグローバルな金融機関を目指すことができるようになる。